

# 御前崎市の介護保険料額

令和2年度版

介護保険制度は40歳以上の方が納める保険料と税金を財源とした、助け合いの精神に基づく制度です。高齢者の方が住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、またご自身やご家族が介護を必要としたときにも安心して介護保険を利用できるよう、介護保険料の納付にご協力をお願いします。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金受給者※1で、世帯全員が市民税非課税の方 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額※2の合計が80万円以下の方	基準額×0.3 (×0.5) ※3	19,800円 (33,000)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.5 (×0.75) ※3	33,000円 (49,500)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.7 (×0.75) ※3	46,200円 (49,500)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	59,400円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない方	基準額×1.0	66,000円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	79,200円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	85,800円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	99,000円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.7	112,200円

- ※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
- ※2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額のこと、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。  
平成30年4月からは、「合計所得金額」から「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除し、保険料段階1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。
- ※3 保険料調整率 第1～3段階は、公費（低所得者保険料軽減負担金）による軽減措置が適用されます。  
( )内は軽減がない場合の値。  
令和元年10月の消費増税により、公費による軽減措置が拡大されています。